

令和4年7月27日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会長 小金澤 健司
(公印省略)

「令和4年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（韓国市場）」
の委託に係る企画提案の募集について

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。
当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり業務受託者選定のため、
企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 委託事業名 令和4年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（韓国市場）
- 2 業務委託期間 契約締結日～令和5年2月28日（火）
- 3 主な業務委託内容
 - (1) BTOBプロモーションの実施
 - ① エージェント招請
 - ② オンラインセミナーの開催
 - (2) BTOCプロモーションの実施
 - ① インフルエンサー、及びデジタルメディアを活用した情報発信
 - ② 純広告の実施
 - (3) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施
- 4 事業費 9,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- 5 今後のスケジュール（予定）

7月27日（水）	公示・観光機構HPに掲載
8月3日（水）	企画提案参加表明
8月19日（金）	企画提案の受付・受領
8月下旬	企画提案の審査、委託事業者決定、契約締結、業務開始
- 6 その他
 - (1) 事業内容に関する質問は、参加表明締切より3営業日（8月8日（月））後の15時までメールでのみ受け付けます。（本事業に関する事業説明会は、実施いたしません。）
 - (2) 新型コロナウイルス感染拡大等の理由により実施時期の変更、事業規模の縮小、事業内容の変更を行う場合があります。

【お問合せ】

公益社団法人 北海道観光振興機構
海外誘客部 担当：坂口

TEL：011-231-6736

E-Mail：e_sakaguchi@visithkd.or.jp

「令和4年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（韓国市場）」

に係る企画提案募集要領（指示書）

1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響前の2018年度の来道外客数において、韓国観光客が73万1,200人（総数の23.5%）となり、市場別で1位となっている。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、韓国人観光客が来道出来ない状況が続いていたが、政府が今年6月から、水際対策・入国制限を緩和し、7月から新千歳ーソウル便が運航再開し、外国人観光客の受け入れが段階的に再開しているところである。今後に向けて、来道シェアの高い、且つインバウンドの回復スピードが早いとみられる韓国市場に向けたプロモーションの重要性が高まっている。

本事業は海外エージェント招請や、BTOB オンラインセミナーなどを通じて、アウトドア（ゴルフ、スキー、登山、キャンプ等）をテーマにしたプロモーションを実施することで、ポストコロナの旅行商品造成を促し、販売の促進を図るとともに、北海道の最新観光情報や、雄大な自然、豊かな食、温泉、多彩な体験などをデジタルメディアを活用して発信することで、来道意欲を喚起し、北海道への誘客拡大につなげることを目的とする。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち一者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事）
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- (3) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること。
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

9,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～令和5年2月28日（火）

(1) 業務スケジュール：

- 7月27日（水） 公示・観光機構HPに掲載
- 8月3日（水） 企画提案参加表明
- 8月19日（金） 企画提案の受付・受領
- 8月下旬 企画提案の審査、委託事業者決定、契約締結、業務開始

※日程については変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

(2) 業務完了日

令和5年2月28日（火）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

(3) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払いを受けるものとする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) BTOBプロモーションの実施

① エージェント招請

ア) 招請回数及び時期について

- ・2回。
- ・秋（テーマ：ゴルフ、紅葉）、冬（テーマ：スキー、グルメ）各1回ずつとする。
- ・観光機構と協議の上、決定すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況や、国の水際対策、外国人観光客の受入条件の状況などにより、招請時期、事業内容の変更を行う場合がある。

イ) 招請対象について

- ・各回4社4名以上とする。
- ・なお、同様のエージェントを複数回招聘することは不可とする。
- ・ゴルフや、スキー等専門性の高いSITツアーを取り扱う旅行会社及びOTA、メディア（紙媒体を含む）を選定すること。
- ・旅行会社、OTAの選定にあたっては、日本、北海道へのこれまでの送客実績や送客への意欲を勘案し、市場に影響力のある旅行会社、OTAを選定する。原則として将来的に北海道旅行商品の造成、販売を予定することを招請条件とすること。
- ・被招請者は、訪日ツアーを企画・造成する責任者とする。
- ・メディアの選定にあたっては、メディア掲載を招請条件とすること。

ウ) 招請コースの企画、運営、調整

- ・北海道滞在が各回・コース3泊4日間以上とし、スケジュール等を提案すること。
- ・招請コースについて、最終的に観光機構と協議の上、決定する。観光機構が指定する視察先がある場合は、優先して訪問すること。
- ・視察する施設や、地域関係者などとの必要な調整、連携を行うこと。
- ・招請に係る航空券、宿泊、食事、交通手段、添乗員などの一切の手配をすること。
- ・なお、上質な宿、食を提供することを必須とする。
- ・招請参加者に対する事故に備えた旅行保険に加入すること。

- ・添乗員（視察同行者）は語学力だけでなく、北海道観光における全道的な知見や、対象市場のインバウンドに関する経験や知識を有することを必須とする。

エ) アンケートの実施及び意見交換会の開催

- ・招請参加者に対するアンケートの実施と取りまとめを行うこと。
- ・視察内容や今後のツアー造成などに関する意見交換会を開催する。視察した施設や、地域関係者の参加募集、調整などを行うこと。なお、新型コロナウイルス感染症に配慮して、参加者のオンライン参加も可とする。

オ) 事業実施後に、招請旅行会社、OTA に対して、旅行商品造成のフォローを行うこと。旅行商品の造成、送客状況などに関する事後調査を行い、その結果を報告書に記載すること。メディアについては記事掲載媒体名、発行月を示すこと。また掲載までのフォローを行うこと。

② オンラインセミナーの開催

北海道に対する認識向上や冬季の旅行商品造成、記事掲載促進を目的とし、オンラインセミナーの企画・運営、それらを実施するための各種手配及び調整、資料作成、各種フォローアップに関する業務を行う。

- ・実施時期：2022年10月（予定）
- ・セミナーに係る企画（実施時期、時間、プログラム及び道内の紹介エリア、中継先など）について、具体的に提案すること。
- ・セミナーは、ライブ中継や動画などを効果的に活用し、視聴者を惹きつける工夫、演出などを盛り込んだ内容で企画、提案すること。
- ・北海道の新しい観光・宿泊施設をはじめ、キャンプや、グランピング、ゴルフ、登山、ハイキングなどのアウトドア体験、スキーや流氷などの冬の魅力を組み合わせで紹介すること。
- ・セミナー配信ツールの選定にあたっては、現地での使用率、通信の安定性を勘案し、最も適切と考えられるものを提案すること。
- ・韓国の旅行会社や、地上手配業者、OTA、航空会社及びメディア等を対象に実施する。なお、セミナー参加者数の目標値（KPI）を設定すること。
- ・司会者、プレゼンターなどの選定、調整および手配を行うこと。なお、選定にあたっては、北海道観光における全道的な知見や深い知識を有する人物を選定すること。選定のプロセスとその考え方について、簡潔明瞭に記載すること。
- ・セミナーに使用する資料の作成、翻訳を実施すること。
- ・セミナー参加者に対するアンケートの実施、集計、分析を実施すること。
- ・セミナー開催後の効果的なフォローアップを実施すること。
- ・セミナーに使用したプレゼン資料や、旅行商品販売や、記事掲載に必要な二次利用が可能な画像データなどをデジタルツールに格納し、セミナー参加者に提供すること。

(2) BTOC プロモーションの実施

ターゲット：ミレニアル世代

① インフルエンサー、及びデジタルメディアを活用した情報発信

韓国に訴求力を持つインフルエンサー（ブロガーや、インスタグラマー、ユーチューバー等）、及び影響力のあるメディアを招請し、雄大な自然、バラエティーに富んだグルメ、温泉、アウトドア体験などの取材を通じて情報発信を行う。

ア) 招請回数、時期、人数について

- ・2回以上、秋、冬各1回ずつとする。
- ・3名以上（各回）

イ) インフルエンサー、メディアの選定について

- ・受託事業者が候補者を提案し、観光機構と協議の上、決定すること。
- ・原則として韓国から招請すること。新型コロナウイルス感染拡大等の理由により、海外からの招請が難しい場合には、日本国内在住の韓国人インフルエンサー、メディアの招請も可とする。
- ・提案したインフルエンサー、メディアについて、ブログのページビュー数や、フォロワー数、記事の平均リーチ数、エンゲージメント数、動画再生数などを明記すること。
- ・インフルエンサー、メディア選定のプロセスとその考え方について、簡潔明瞭に記載すること。

ウ) 招請時の取材コースについて

- ・北海道滞在が各回・コース5日間以上とし、スケジュール等を提案すること。
なお、本仕様書（1）①エージェント招請と同時の招請は認めない。
- ・取材コースには、インフルエンサーやメディアの知見、意向を取り入れ、韓国に対しての人気スポットや、グルメ、北海道の新たな魅力、アウトドア体験などを組み合わせたものとする。
- ・冬の取材は天気に左右されるため、取材スケジュールは余裕をもって作成すること。

エ) 発信について

- ・配信方法や、配信回数、配信内容等について、可能な限り明確に提案すること。
- ・配信内容について、観光機構と協議の上、決定すること。
- ・記事配信のリーチ数やPV数、動画配信の再生数等の成果指標を設定し、それぞれの目標値（KPI）を示すこと。

② 純広告の実施

令和3年度事業で制作したスノーリゾートPR映像を活用し、SNSや動画配信サイト、ウェブサイトなどでの広告を配信し、ウィンタースポーツの聖地としての北海道の認知度やブランドの向上を図る。

ア) 弊機構から本事業で提供する動画については、以下のとおりとする。

- ・ニセコエリアの映像（10分動画1本、1分動画1本）

https://weibo.com/6618200384/Lg03498xr?from=page_1006066618200384_profile&wvr=6&mod=weibotime&type=comment

- ・ルスツエリアの映像（3分動画1本、1分動画1本）

https://weibo.com/6618200384/Lh4Awx5Dy?from=page_1006066618200384_profile&wvr=6&mod=weibotime&type=comment

- ・富良野エリアの映像（3分動画1本、1分動画1本）

https://weibo.com/6618200384/LgWsWffmi?from=page_1006066618200384_profile&wvr=6&mod=weibotime&type=comment

- ・札幌の映像（10分動画1本、1分動画1本）

https://weibo.com/6618200384/LgF6760yW?from=page_1006066618200384_profile&wvr=6&mod=weibotime&type=comment

- イ) 広告配信媒体の選定、配信時期、配信方法等について、可能な限り明確に提案すること。
- ウ) 必要に応じて、動画の再加工、再編集は可とする。
- エ) 広告費は500,000円以上とすること。
- オ) 広告再生数等の成果目標（KPI）を設定すること。

(3) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施を可とする。

(4) 事業実施内容の目標設定、効果測定、報告書の作成は以下のとおりとする。

- ① 事業効果及び当該事業の有効性を測る事業指標または成果指標を設定し、それぞれの目標値（KPI）を示すこと。
- ② 令和4年度事業の実績、効果測定、分析状況を行い、次年度の取組の指針となるよう報告書を作成すること。報告書：紙媒体（A4版）2部

(5) 権利関係の整理、成果品及び提出物

- ① 本事業で新規撮影・編集した動画や、画像、オンラインセミナーの録画データ等の著作権は観光機構所有とする。
- ② 本事業で買い取った画像や収集した画像について、権利関係を整理し、観光機構の他事業で二次利用できるものを整理し提出する。
- ③ 作成した記事や、プレゼン資料などは、観光機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理する。
- ④ USBメモリ1部（上記①～③を格納）を提出する。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに、会社名（コンソーシアムの場合は、代表者及び構成員）、代表者名、担当者部署及び役職、氏名、連絡先（電話、メールアドレス）等必要事項をメールにて、参加表明すること。

(1) 表明期限：令和4年8月3日（水） 午後3時

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
(担当：坂口) E-mail: e_sakaguchi@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：Eメールにて、参加の意思があることを表明する。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去2年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。

協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない。

10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版／両面、40ページ以内とする。

ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 5部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部）

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階 公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部 （担当：坂口） 電話 011-231-6736

(3) 提出期限 令和4年8月19日（金） 午後3時 ※時間厳守

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAXやメールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

(1) 提出された企画提案についてヒアリング審査を行う。

(2) 企画提案を提出する事業者が3社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。

(3) ヒアリング日時及び場所は、別途連絡するものとする。

(4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。

- (5)ヒアリング時の追加資料の配布については認めない。
- (6)ヒアリング会場に入ることが出来るのは、オンラインでの参加を含め 3 名までとする。

13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1)業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務遂行に当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2)企画提案の目的適合性

市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。

(3)実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(4)経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

14. 業務上の留意事項

- (1)業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2)観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3)著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4)作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. 再委託について

- (1)再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. その他

- (1)提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2)公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3)手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和4年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（韓国市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和4年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（韓国市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は _____ とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する

